

名古屋市東山公園テニスセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第11号

名古屋市東山公園テニスセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市東山公園テニスセンター条例の一部を改正する条例（令和 6 年名古屋市条例第43号）の施行期日は、令和 8 年 7 月 1 日とする。ただし、附則第 3 項の規定の施行期日は、令和 7 年 9 月 1 日とする。